

第6期当別町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画を策定しました

町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生きがいに満ちた日常生活を営むことができるよう、地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」の構築に向け、第6期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）を策定しました。

計画書の本編は、町のホームページまたはゆとろ・介護サービス係窓口でご覧いただけます。

▼詳細 福祉課介護サービス係（ゆとろ内・☎23-3029）

基本理念： 思いやりと生きがいが
感じられるまちづくり



基本目標

① 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

相談機能を充実させ、認知症の早期発見・対応の仕組みづくりや、医療・介護の連携の推進、家族・介護者の支援等のケア体制を整備します。

② みんなで考え、みんなで取り組むまちづくり

「共生」「共助」の意識のもとに、活用できる社会資源や有効な情報の相互提供・共有化を進め、効率的かつ効果的な地域の支援・見守りネットワークの構築を目指します。

③ いきいき暮らすまちづくり



住民同士がかかわり合い、つながり合うための集いの場や交流する場づくりを進めます。また、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと暮らしていただくことができるよう、健康づくりや介護予防事業を推進します。

児童扶養手当等の手当額が変わります

平成27年4月分から各種手当額が次のとおり改定になります。

名称	平成27年3月分まで（月額）	平成27年4月分から（月額）
児童扶養手当（全部支給）	41,020円	42,000円
児童扶養手当（一部支給）	所得に応じて41,010～9,680円までの10円刻みの額	所得に応じて41,990～9,910円までの10円刻みの額

※児童2人目は5,000円加算、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

名称	平成27年3月分まで（月額）	平成27年4月分から（月額）
特別児童扶養手当1級	49,900円	51,100円
特別児童扶養手当2級	33,230円	34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
福祉手当（経過措置分）	14,140円	14,480円

▼問合せ 福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎25-2665）

65 歳以上の介護保険料が変わります

65 歳以上の方の保険料は、町が 3 年ごとに見直しを行っており、本年度がその見直しの年です。

高齢化の進展に伴い、介護保険サービスにかかる費用は非常に伸びています。今後 3 年間のサービス費用等の見込額から必要な保険料を計算した結果、第 6 期（平成 27～29 年度）の介護保険料の基準月額、第 5 期（平成 24～26 年度）から 820 円増の 5,030 円となります。

保険料が上昇する中で、所得の低い方の保険料を軽減するための国の措置として、平成 27・28 年度は第 1 段階の保険料率が 0.5 から 0.45 へ軽減されています。

※ 平成 29 年度については、消費税増税による財源を活用し、下記の保険料軽減が拡充される予定のため内容が決定次第お知らせします。

▼問合せ 福祉課介護サービス係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

段階	対象者		月額保険料 (基準月額と保険料率)	年額保険料 (平成 27・28 年度)
第 1	○生活保護を受給している人または ○世帯全員が町民税非課税で ・老齢福祉年金を受けている人または ・前年の合計所得額+課税年金収入額が 80 万円以下の人		基準月額× 0.45 (軽減前：基準月額× 0.5)	27,160 円
第 2	世帯全員が 町民税非課税	前年の合計所得+課税年金収入額が 80 万円を超え、120 万円以下の人	基準月額× 0.75	45,270 円
第 3		前年の合計所得+課税年金収入額が 120 万円を超える人		
第 4	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で 前年の合計所得額+課税年金収入額が 80 万円以下の人		基準月額× 0.9	54,320 円
第 5	世帯内に町民税課税者がいるが 本人は町民税非課税で上記以外の人		基準月額 5,030 円	60,360 円
第 6	本人が 町民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準月額× 1.2	72,430 円
第 7		前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	基準月額× 1.3	78,460 円
第 8		前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	基準月額× 1.5	90,540 円
第 9		前年の合計所得金額が 290 万円以上の人	基準月額× 1.7	102,610 円

高齢者肺炎球菌予防接種を忘れずに！

4 月から
対象者の生年月日等
一部変更しています

肺炎は、日本人の死因の第 3 位となっており、亡くなる方の 95% が 65 歳以上の方です。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症を予防し、重症化を防ぎます。忘れずに受診しましょう！

▼接種期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

▼対象者

①次の年齢（生年月日）に該当する方。

65 歳	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生	85 歳	昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生	90 歳	大正 14 年 4 月 2 日～大正 15 年 4 月 1 日生
75 歳	昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生	95 歳	大正 9 年 4 月 2 日～大正 10 年 4 月 1 日生
80 歳	昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日生	100 歳	大正 4 年 4 月 2 日～大正 5 年 4 月 1 日生

② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳 1 級程度）のある方

▼接種回数 すべての方について、1 回接種

▼料金 2,500 円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関 健康ひろば・実施医療機関（本誌 P.26）に掲載しています。

・事前に医療機関への予約が必要です。

・町外での医療機関で接種を希望される方は、ゆとろまでご連絡ください。

▼問合せ 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）

